登録家事支援事業者登録要件確認表

〈登録要件〉次の１～３の要件のうち該当するものに☑

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要　　　　件 | チェック欄 |
| １ | 市内の利用対象者宅へ従業者を派遣し、次の家事支援サービスを提供することができる法人である。ア　日常的な炊事イ　日常的な洗濯ウ　日常的な掃除エ　日常範囲の整理整頓オ　買い物の代行 | □ |
| ２ | 以下の事業者基本要件をすべて満たす。ア　市内に事業所があり、家事支援等サービスを３年以上事業として実施した実績のある法人。イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。ウ　契約締結の日までにおいて四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年６月１日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。エ　経営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号））に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（昭和27年法律第127号）に基づく更生手続きがなされた状態にないこと。オ　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。カ　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。キ　参加者又は参加者の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、「四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）」の第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等でないこと。入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。ク　四日市市税（同市税が課税されていない法人で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 | □ |
| ３ | 以下の運営・管理体制の要件をすべて満たす。ア　業務委託マニュアルに規定する訪問支援員を派遣できることイ　業務委託マニュアルに規定する指導員等を配置できること。ウ　個人情報を適切に管理するための規程があり、従業者に対して個人情報保護等に関する研修または指導等を実施していること。エ　対象世帯からの苦情・相談の受付体制が整っている。また、緊急時に市と連携・調整を行うことができること。オ　事故が発生の際には誠実に対処し、市との協議の応じることができる。また、対象世帯からの損害賠償請求を受けた場合に適切に対応できる体制を有し、法的対応を講じることができること。 | □ |
| 担当者名 |  | 連絡先 |  |

 上記の記載内容に相違ありません。

（提出年月日）　 　年　　　月　　　日

所在地

事業者名

代表者名

 　 （署名又は記名押印）